
第2章

～ 計画策定の概要 ～

第2章 計画策定の概要

2-1 計画の位置づけ

北九州市立地適正化計画は、市町村の基本構想等まちづくりに関する多様な分野の計画と連携しています。土木・都市整備分野のみならず、居住や医療・社会福祉・商業・公共交通・防災等の様々な面から住宅や都市機能の適正な誘導により持続可能なまちづくりを目指すものです。

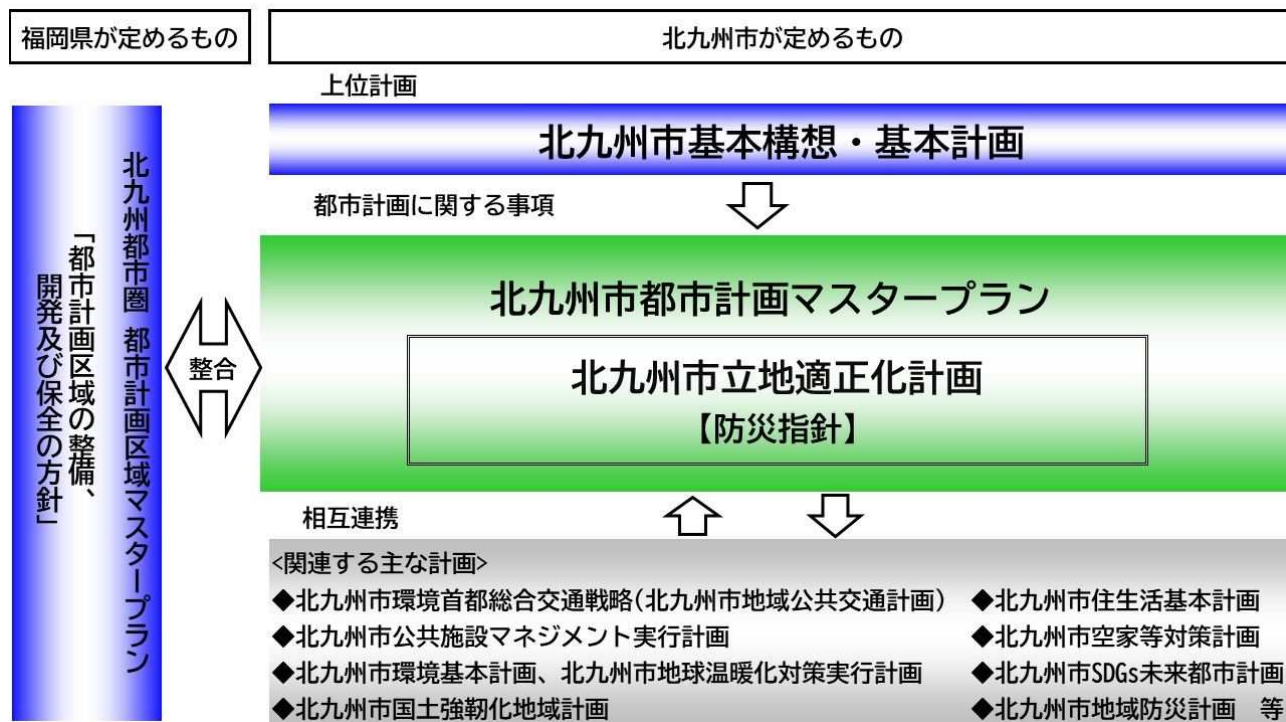


図 立地適正化計画の位置づけ

2-2 計画の対象区域

北九州市立地適正化計画の対象区域は都市計画区域（市域のうち島しょを除く）とします。

2-3 目標年次

計画の目標年次については、国の都市計画運用指針では概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、併せてその先の将来も考慮することとされています。

また、立地適正化計画が包含される本市の都市計画マスタープラン（平成30年3月改定）では、概ね20年後の将来を展望し、目標年次を令和22年度（2040年度）としています。

これらのことを鑑み、立地適正化計画の目標年次は令和22年（2040年）とします。

「都市計画運用指針 第12版（令和5年7月）（国土交通省）」

IV-1-3 立地適正化計画 - 3. 記載内容

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとなる。その検討に当たっては、都市の抱える課題について都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要であり、一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。また、新たなハザード情報の確認等により災害に対する都市のリスクが明らかになった場合や災害が発生した場合などには、適時適切に計画の見直しの検討を行うことが望ましい。その際、持続可能な都市経営を実現するという観点からは、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましい。